

## 高压ガス販売計画書(一般則)

1. 販売の目的

販売所の名称	(TEL )	
販売所の所在地		
主な販売先	(1) 病院 (2) 試験研究機関 (3) 工場 (4) 建設業 (5) 空調設備設置者 (6) その他 ( )	
販売の形態	(1) 小売 (2) 卸売 (3) 卸小売 (4) その他 ( )	
	(1) 容器による販売 (2) 伝票による販売 (3) 冷媒補充 (4) その他 ( )	
取扱う高压ガス の区分及び種類	高压ガスの区分	高压ガスの種類
	(1) 可燃性・毒性ガス	
	(2) 可燃性ガス	
	(3) 毒性ガス	
	(4) 酸素	
	(5) その他	

2. 販売の方法に係る技術上の基準に対応する事項 (規則第40条)

- (1) 高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。(別添のとおり)
- (2) 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもって行います。  
注：圧縮天然ガスを取り扱う者は、項目を追加すること。

3. 容器置場及び貯蔵量

容器置場の所在地 又は設置場所					
容器置場の面積		m <sup>2</sup>	最大貯蔵量		m <sup>3</sup>
ガスの区分	ガスの種類	1本あたりの 充てん量(m <sup>3</sup> ・kg)	貯蔵本数	貯蔵量 (m <sup>3</sup> ・kg)	m <sup>3</sup> 換算
可燃性・ 毒性ガス					
可燃性ガス					
毒性ガス					
酸 素					
その他					

注：液化ガスは10Kgを1m<sup>3</sup>として換算すること。

4. 貯蔵の方法に係る技術上の基準に対応する事項（規則第18条第2号）

- (1) 可燃性ガス又は毒性ガスの充てん容器等の貯蔵は、通風の良い場所で行います。
- (2) 充てん容器等は、充てん容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。
- (3) 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の充てん容器等は、それぞれ区分して容器置場に置きます。
- (4) 容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置きません。
- (5) 容器置場の周囲2m以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置きません。  
(不活性ガス及び空気を除く。)
- (6) 充てん容器等は、常に40℃以下に保ちます。
- (7) 充てん容器等（内容積が5ℓ以下のものを除く。）には、転倒、転落等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしません。
- (8) 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。  
注：シアン化水素を貯蔵する者は、項目を追加すること。
- (9) 船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器では貯蔵しません。（法第16条第1項の許可を受け、又は法第17条の2第1項の届出を行ったところに従い貯蔵する場合を除く。）
- (10) 一般複合容器等であって当該刻印等において示された年月日から15年を経過したものを貯蔵に使用しません。